

答 申 書

(別 紙)

本市の行政サービスのあり方について
(2) 行政サービスの運営方法について

(案)

平成 28 年 1 月〇日
市川市市政戦略会議

はじめに

．．．

平成 28 年 1 月○日

市川市市政戦略会議
会 長 齊藤 壽彦

目 次

I. 行政サービスの運営方法の見直しについて・・・・・・・・・・	3 P
1. 「見直しの視点」の提案	
2. 「見直しの視点」の活用方法	
II. 審議対象事業に対する具体的な提案について・・・・・・・・	11 P
III. 運営方法の見直しを実現させるために・・・・・・・・・・	17 P
IV. 市川市市政戦略会議委員名簿・・・・・・・・・・	19 P
V. 会議の開催状況・・・・・・・・・・	20 P

I. 行政サービスの運営方法の見直しについて

◇諮問及び答申について

人々の生活様式や社会経済情勢が変化している中で、行政サービスに対する住民ニーズは、ますます多様化、高度化の傾向にある。しかしその一方で、我が国のほとんどの地方自治体が、少子高齢化の影響等により、市税収入の減少や扶助費の増大など、厳しい財政状況にあえいでいるのが現状である。

本市においても例外ではなく、限られた行政資源の中で、今後も住民ニーズに適切に対応していくため、歳出の削減や積極的な歳入の確保など、聖域なく行財政改革を進めていく必要がある。

こうした行財政改革の取り組みの一つに事務事業のアウトソーシングがあり、本市ではこれまでも、平成 16 年に全庁共通の指針である「市川市アウトソーシング基準」を策定するなどして、積極的に事務事業のアウトソーシングを進めてきた。

地方自治体におけるアウトソーシングとは、行政サービスに対し、民間の先進的な運営手法や専門性を導入・活用していくことであり、市民満足度の向上やコスト削減等の観点から、行財政改革の有効な手段の一つとして、広く全国の自治体に普及している。

しかし、現在運用されている当該基準は、策定から 10 年以上が経過しているため、近年新たに創設されている事業方式や、他市の先進的取り組み事例等を参考にして、記載内容の見直しをかける必要が出ている。

また、当該基準の改正を契機として、アウトソーシングが導入された当時のまま詳細な検証が施されず、単純に事務を継承している事例はないかなど、行政サービスの運営方法に関しても、全庁的な見直し・総点検を並行して行うべきと考える。

今回の諮問事項は、まさに、本市がこうした「基準や既存の運営方法の見直し」を行うにあたり、どのような視点や考え方をベースとして取り組むべきか、について問うたものである。

当会議としては、行政側の一方的な観点や判断のもとに行うのではなく、市民や有識者、市と様々な場面で関係を持つ団体などの意見を十分に取り入れ、民意と本市独自の創意工夫が盛り込まれた見直しとすべきであるとの認識で議論を進めていったものであり、本答申は、それらの審議内容を体系的に取りまとめる形で構成されているものである。

1. 「見直しの視点」の提案

「見直しの視点」のプロセス

47 万人の市民が暮らす本市では、人口に比例して行政サービスの種類也多岐にわたり、また、その数も膨大である。これら一つひとつの行政サービスを検証し、各々に「見直しの視点」を附していくのは現実的に難しい。

そこで当会議では、いくつかの行政サービスを検証し、それぞれに求められる見直しの視点を作成、その後、各サービスに共通している視点をチョイスしていくことで、「市の全事業に共通する見直しの視点」を抽出するものとした。

抽出に先立って審議することとした行政サービスについては、

- ①市民にとって身近な施設や事業であること。
- ②誰もが利用経験のある施設や事業であること。
- ③比較検証をしやすいするため、複数の経営手法を採用していること。

等を総合的に踏まえ、図書館、体育館、窓口業務の 3 つの事業・施設（以下、「3 事業」という。）を選択した。

また、審議の対象とした 3 事業に関しては、それぞれ 2 ヶ所、合計 6 ヶ所について視察を行い、審議している内容の趣旨やイメージを各委員の間で共有し、より発展的な議論となるよう努めたものである。

議事進行のプロセス

○3 事業それぞれに関する見直しの視点を審議する。



○3 事業について、それぞれ 2 か所ずつ視察する。



○視察結果を参考に、3 事業の見直しの視点を審議・提案する。



○提案された 3 事業の見直しの視点で、共通する視点を抽出する。



○抽出された視点を「市の全事業に共通する見直しの視点」として提言する。

なお、今回は、既存の事業や施設の「必要性」について論じたものではなく、あくまで既存の事業や施設の「運営方法」について審議し、答申するものである。

◇3 事業に関する「見直しの視点」

《図書館》

図書館は、市民にとって身近な、あるいは誰もが利用経験のある公共施設であることや、市職員による直営のみならず、指定管理者制度を導入している館もあり、運営方法の比較検討も可能であるため、審議の対象に選定したものである。

審議では、コスト面を重視した効率的な運営のみならず、地域との積極的な交流や、子育て関係施設との複合化、また、利用者だけではなく非利用者の声も拾い上げるべきなど、様々な見直しの視点が提案された。

[以下、代表例]

経営の視点	立地の視点	地域連携の視点	利用者の視点
-------	-------	---------	--------

《体育館》

本市の体育館の施設運営は、基本的には市職員による直営であるが、他市では維持管理業務に指定管理者制度を導入している事例があることや、あるいは、今後、本市がスポーツ施設を建設する場合、その運営方法にアウトソーシングを導入する際の参考となるよう、審議の対象としたものである。

議論の中では、視察時の利用者数の多さに「活気を感じた」との声や、既に行われている健康支援プログラム等の取り組みに賛同する意見などがあった一方、立地の都合により、利用が難しい市民にとっては、不公平感を抱く場合もあり、受益者（利用者）負担の原則を徹底すべしなどの提案もあった。

[以下、代表例]

スポーツ振興の視点	稼働率向上の視点	公平性の視点	受益者負担の視点
-----------	----------	--------	----------

《窓口業務》

窓口業務、特に市民課系の窓口については、市民にとって利用頻度自体は低いものの、生活の要所で誰もが利用する行政サービスの一つである。また、本市では、一部業務委託を導入している窓口と市職員のみで構成される窓口とがあることから、比較検討による議論の深掘りが可能であるため、審議の対象とした。

今回、両方の窓口を視察したが、当然のことながら、見た目では民間事業者と市職員との区別はつかない。また、接遇マナーも大差のつきにくい事業であると思われることから、審議では、窓口業務におけるアウトソーシングについては、市民の使いやすさとコスト削減に重きを置いて見直すべきとの意見が大勢を占めた。

[以下、代表例]

市民の利便性の視点	業務効率向上の視点	コンプライアンスの視点	立地の視点
-----------	-----------	-------------	-------

「見直しの視点」の提言

◇3 事業で提案された「見直しの視点」の整理

3 事業の見直しの視点の審議の終盤、全事業に共通する「見直しの視点」を抽出するにあたり、視点のまとめ方として、

- 3 事業の審議で出た各視点は、できるだけ整理・統合する。
- 発信力を持たせるため、視点の数は少なく、シンプルにする。

といった提案があり、全会一致で採択された。そして、この発想を受け、以下の通り全事業に共通する「見直しの視点」を整理していったものである。

視点の整理の仕方

- ① 提案された各視点を共通する分野ごとに『大項目』として大別する。
- ② 大別する『大項目』は少数かつ端的に。
- ③ 大別された『大項目』ごとに、「見直しの視点」を設定する。

◆3 事業の審議で得られた視点を大別し、以下のとおり大項目を策定した。

大項目

市民参加

効率的な運営

行政の役割

◇大項目のコンセプト

《市民参加》

大前提として、どのような事業の運営方法を見直すにあたっても、まずは市民の声を踏まえ、市民の目線に立って取り組むべきという趣旨の大項目。

《効率的な運営》

稼働率の向上やコストの縮減といった、見直しに関する技術的な視点を全体的に包含するという趣旨の大項目。

《行政の役割》

市民参加や効率的な運営を視野に入れつつも、住民福祉向上の観点から「公益性や公平性の確保」といった、行政が果たすべき責務を網羅するという趣旨の大項目。

◇大項目ごとの「見直しの視点」

3 事業の審議で得られた各視点について、重複するものは整理・統合した上で、前述した各大項目の趣旨に合わせ、以下の通り「見直しの視点」を設定した。

《市民参加》

市民の利便性の視点 地域連携の視点 市民協働の視点

《効率的な運営》

稼働率向上の視点 コスト縮減の視点 受益者負担の視点

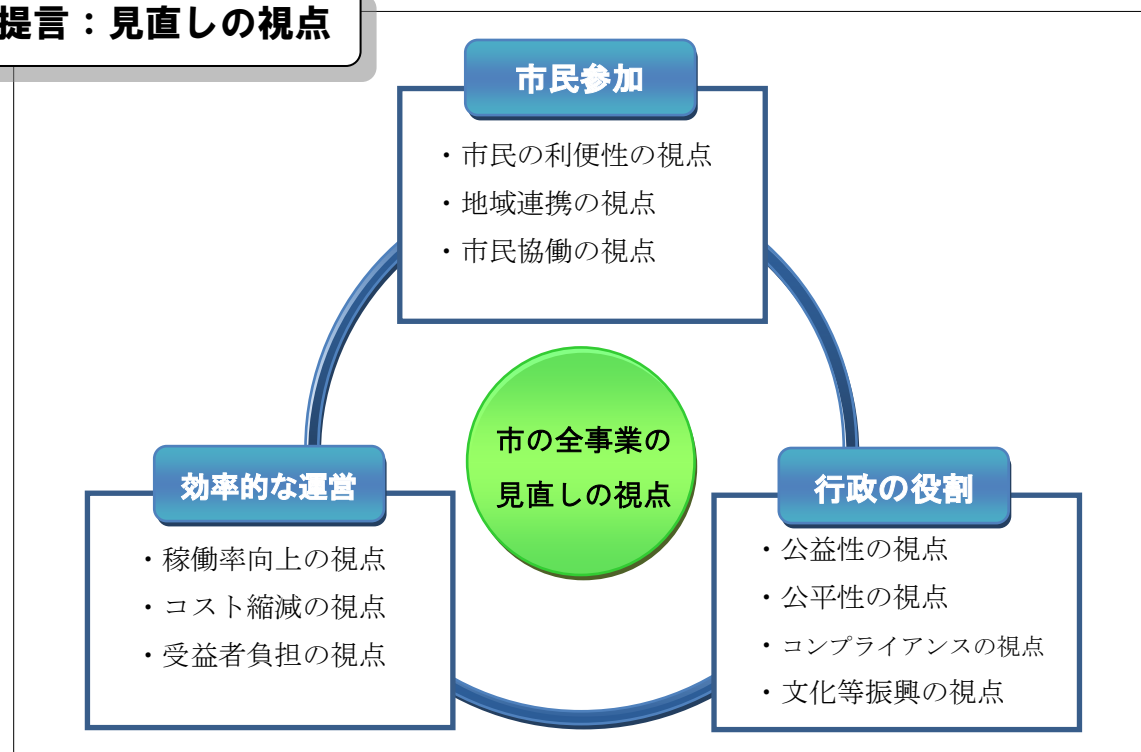
《行政の役割》

公益性の視点 公平性の視点 コンプライアンスの視点 文化等振興の視点

◇まとめ：市の全事業に共通する「見直しの視点」

以下は、これまでの一連の経過を体系的にイメージ図化したものであるが、当会議としては、今後本市がアウトソーシング基準の改正や既存の運営方法の見直しを行うに際し、各部署が各々の観点でバラバラに取り組むのではなく、これらの視点を共通の基準として、全庁統一的な改革に取り組まれるよう、強く望むものである。

提言：見直しの視点



2. 「見直しの視点」の活用方法

◇視点の活用に関する提案

見直しの視点を提案したものの、本提案はあくまで理念上のものである。審議では、本答申が、市職員が自らの業務を見直す際の有効なテキストとなるよう、見直しの視点の「活用方法」についても盛り込むべきとされた。

以前に審議した諮問事項「公の施設の経営効率化」の際にも議論が集中したところだが、とにかく行政には「法律の壁」が立ちほだかる。民間の力を活用し、工夫しようとする動きを妨げる壁である。

会議では、これら法律を否定するものではないが、しかし、行政が法の定めを通り一遍に解釈し、何ら研究をせずに見直しが滞っている分野があるのだとすれば、直ちに是正すべきとの強い意見も見られた。

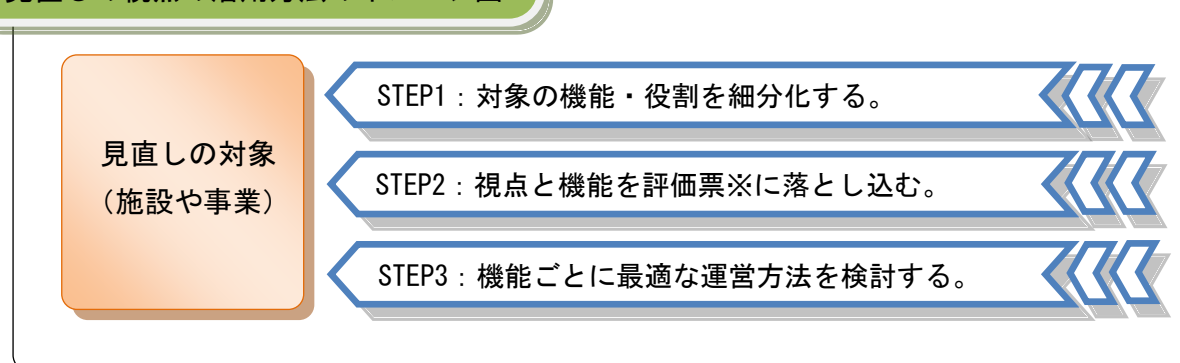
◇事業の「機能分化」

こうした中で、事業の機能を分化する、という意見が提案された。これは、例えば図書館や公民館などの施設を見直す際、見直しの対象を施設そのものとしてとらえてしまうと、「〇〇施設は〇〇法によって業務委託できない」といったような、短絡的な結論に陥ってしまう恐れがある。これを避けるため、施設が有する機能や役割をできるだけ整理・細分化して、その分化された機能ごとに最適な運営方法を検討する、という考え方である。

◇見直しの視点の活用方法

当会議では、前項の「見直しの視点」と、この「機能分化」の考え方をベースとし、以下の通り「見直しの視点の活用方法」を提唱するものである。全庁的に周知し、基準の改正や既存の運営方法の見直しに際して、有効に活用されたい。

見直しの視点の活用方法のイメージ図



※評価票は後出。

◇活用方法：図書館の例

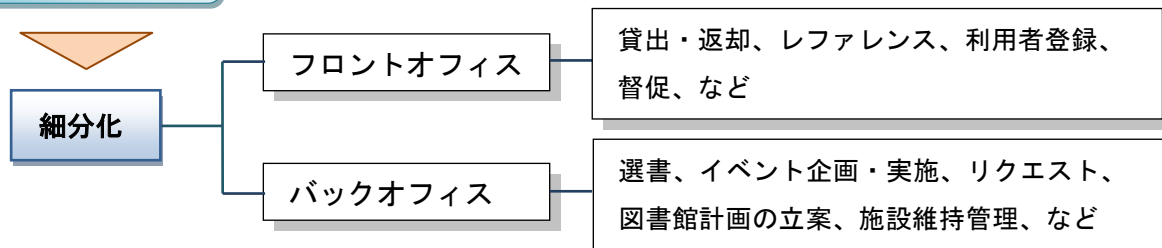
最後に、見直しの視点の活用方法のイメージとして、図書館の例を挙げる。

図書館の例

※一般的な市立図書館を想定。

STEP1：対象の機能・役割を細分化する。

図書館の全機能



STEP2：視点と機能を評価票に落とし込む。

◇以下のような評価票に対し、縦軸に「見直しの視点」横軸に分化した「機能」を配置し、評価する。

見直しの視点		機 能				
大項目	視 点	貸出・返却	レファレンス	選 書	各種企画	・・・
市民参加	市民の利便性の視点	◎				
	地域連携の視点			◎	◎	
	市民協働の視点				◎	
効率的な運営	稼働率向上の視点				◎	
	コスト縮減の視点	◎				
	受益者負担の視点					
行政の役割	公益性の視点		◎	◎	◎	
	公平性の視点			◎	◎	
	コンプライアンスの視点					
	文化等振興の視点		◎			
評 価 (例)		A		C	B	

《票の見方の例》

- ・機能の一番左側に「貸出・返却」とあるが、これらは基本的にルーチンワークであることが多いため、「市民の利便性の視点」であったり「コスト縮減の視点」から見直しを行うべき、という意味で◎が付いているもの。

STEP3：機能ごとに最適な運営方法を検討する。

◇最後に、判定された評価結果等をもとに、機能ごとに最適な運営方法を検討する。

【評価の例】

A：アウトソーシングを検討すべき。

B：アウトソーシングを含め、現行とは違う運営方法を検討すべき。

C：市が事業を行うべき。 など

上記の「評価の例」は参考として示すものであり、具体的な評価・判定の方法や運営方法の最適化については、あくまでも行政サイドの自発的な工夫や判断に委ねるものである。いずれにしても、当会議としては、前項の「見直しの視点」と、本項の「機能分化」の考え方を併用し、効果的で効率的な「見直し」が行われるよう、切に願うところである。

参 考

「機能分化」の考え方は、施設だけにしか援用できないというものではなく、例えば窓口業務であれば、申請書を受け取る→審査する→交付の決定をする→窓口で交付する、といったように、一連の仕事を部分ごとに切り分けていく、いわゆる「業務フロー」の考え方に類似しているものである。従って、今回は図書館という施設を例にとったが、活用の対象としては、「市の全事業」を想定しているものである。

II. 審議対象事業に対する具体的な提案について

審議及び視察の対象とした３事業について、見直しの視点のみならず、運営方法そのものに対する具体的な改善案等も多く寄せられた。

当会議としては、今後の市政運営において、短期間で効果が望める、即効性の高い提言として、前項で提案した見直しの視点以外にも、３事業それぞれについて提案するものである。

提言：民間活力の積極的な導入

◇アウトソーシングの更なる推進

財政状況に関しては、前回の諮問事項で市当局から説明があったように、今後、扶助費の増大、老朽化した公共施設の更新等による多額の支出等が見込まれていることから、当会議としても限りある財源は効率的かつ効果的に使うべきとの考えを持って、本諮問事項についても審議に臨んだ。

また、視察の際には、指定管理者制度を導入した市川駅南口図書館において、独自イベントの企画・実施や長時間開館を実現していること、あるいは住民系窓口業務委託を導入した市川駅行政サービスセンターにおいてコスト削減や業務時間を延長していることなど、アウトソーシングを導入した事業や施設において、随所に民間事業者の工夫等が見られたところである。

当会議では、視察や審議を通して、民間事業者の方が他事業者との競争にさらされ、顧客満足度の向上の意識が強いこと、また、民間事業者の方が雇用体制が柔軟であり、需要の増減を踏まえて体制を変えることができるなど、コストの増加を抑えながら市民満足度の向上を図ることに長けていると考えられることから、専門的な技術やノウハウを持つ民間活力を今後も積極的に導入することを強く提言するものである。

◇検証に基づいた適切な判断

一方で、既に民間活力を導入している事業・施設に対し、単に前例踏襲する形で事務を継続するのではなく、時代に合わせて常に見直しを図り、民間活力を導入することが適切ではないと判断されるような場合においては、市職員による直営に戻したり、別の形態を模索したりするなど、柔軟な思考を持つことも併せて提言するものである。

図 書 館



行徳図書館



市川駅南口図書館

民間活力の導入

本市では、市職員による直営の中央図書館が、図書館サービスや図書館施策のコントロールタワーとしての機能を担い、残りの4館1室の地域館の運営を援助している。この地域館の一つに市川駅南口図書館があり、平成21年4月に開館して以来、指定管理者制度を導入している。これまで独自イベントの企画・実施、長時間開館等を実現し、利用者の利便性を向上させていることから、他の地域館にも様々なアウトソーシングの手法により、民間活力を積極的に導入すべきと提言する。

しかし、会議では指定管理者制度については、その課題として、指定の期間に定めがあり、事業者にとっては事業の継続性が担保されるわけではないことから、従事者の雇用が不安定になり、専門性や経験の蓄積がされにくいのではないかとの指摘があった。また、図書館法第17条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されていることから、自主事業を実施して収益を確保することができず、指定管理料もって運営することが求められる仕組みになっている。

そこで、図書館の運営方法を検討する際は、コスト面のみならず、本市にとって、「そもそも図書館とは何か」という最も基本的かつ重要な視点を十分に検討した上で、利用者のみならず、非利用者の声にも耳を傾け、民間活力のメリット・デメリットを整理すべきである。

行政サービスの向上に向けた、既存の業務内容への提案

(1)利用機会の拡大

本市における全図書館の休館日は月曜日となっており、近隣市でも多くの図書館が一斉に月曜日が休館となっているが、近年のライフスタイルの変化から、休館日を変更・縮小している自治体も増えてきている。

本市においても、サービスの向上を図るため、各館の休館日をずらし、市内のどこかで図書館を利用できる状態にすることを提案する。

(2)空間の有効利用

図書館は地域の身近な存在であり、社会情勢や利用者のニーズに対応し、人が集まる仕組みを作っていく必要がある。

例えば、余裕のある空間を有効的に活用し、地域の文化を伝えるイベントの実施や高齢者が子どもへ読み聞かせをする異世代交流の活発化等、多くの情報が集まり人々が交流する「活動空間」としての図書館サービスを積極的に展開していくことを提案する。

(3)読書環境の整備

当会議で視察した行徳図書館、市川駅南口図書館は、子どもが利用するスペースと大人が利用するスペースが同じフロアにある。子ども連れの利用者は気を遣いながら利用している一方、大人の利用者からは静かに落ち着いて本を読める環境を求めているという声があった。

子どもと大人が互いに心地良く図書館を利用するために、物理的な制約はあるものの、子どもの専用スペースを確保し、大人のスペースから分離させることで、市民満足度の向上を図るべきである。

体 育 館



国府台市民体育館
【トレーニング室】



塩浜市民体育館
【第一体育館】

民間活力の導入

本市における体育館の運営は、基本的には市職員による直営である。一方で、他市では民間活力を導入することにより、自主事業を積極的に展開し、利用者を増加させており、市民からの評価が良好との事例が数多くある。

民間活力の一例として、指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活かした施設管理が可能であるため、サービスの向上やコストの削減が期待できる。また、図書館とは異なり、体育館は利用料金の収受が可能であるため、利用料金制を導入することで、指定管理者にインセンティブを与え、自主的な経営努力が期待できる。

そこで、既存の体育館は老朽化等で民間活力の導入は難しいかもしれないが、体育館等のスポーツ施設を建設、建替えをする際は、本市も指定管理者制度等大胆な民間活力の導入を検討すべきである。

行政サービスの向上に向けた、既存の業務内容への提案

(1)社会ニーズに合った運営

当会議の視察の限りでは、必ずしも地域の特性やニーズに合った施設運営がなされていないように思われた。例えば、トレーニング室は民間施設と遜色がない本格的な仕様に見え、視察の際には、体力づくりを目的とした若者の利用が多く見られたことなどから、審議では、必ずしも行政が行う必要はないのではないかという意見が多く出された。

もちろん、トレーニング室の設備は、機械の調節等により、老若男女、様々な世代が体力の状態に合わせて利用することは可能であると思われるが、しかし、今回視察で外から見た限りでは、筋力アップを目指す若者しか利用できないように見えたのもまた事実であるので、誰もが利用しやすい環境づくりやPRが必要なのではないかと考える。

今日は高齢化社会である。健康増進、老後の余暇の充実といったニーズが益々増えてきている。このような背景を踏まえると、ハードな鍛錬を目的とする限定された一部の者のみが利用できる状況にしておくのではなく、こうした社会ニーズにも適応させ、様々な世代が利用できる環境を整備することが重要であると考えるものである。

(2)施設の愛称付けによる利用機会の拡充

剣道場、柔道場等の施設があり、利用方法がその名称のスポーツに限定される印象を強く受けたが、実際には社交ダンス等、他のスポーツでも利用されている。利用の機会を限定することなく、様々なスポーツやレクリエーションの用に供されていること自体は、稼働率向上の観点から好ましく、今後も更なる拡大を図るべきものと考ええる。

ただし、これについては、上記に示したように、一般の市民にとっても剣道場や柔道場といった名称から様々なスポーツのサークル活動が行われているとは連想し難いと思われるため、主たる目的である「剣道場」や「柔道場」といった名称は残しつつ、それに加え、多くの利用者にとって親しみやすい愛称を付けることで、多目的に利用できることを明確にし、更なる利用機会の拡充を図ることを提案する。

窓口業務



市川駅行政サービスセンター



行徳支所

民間活力の導入

市川駅行政サービスセンターは、住民系サービスの窓口の中では唯一委託している窓口である。直営とは異なり、受託業者が繁忙期に応じて、従事者数・勤務時間の細分化等の弾力的な人員配置を行うことが可能で、これは、窓口での市民の待ち時間を短縮するという効果があり、評価できるものである。

このことから、当会議としては、公共サービス改革基本方針で示されている窓口の範囲においては、業務の執行過程ごとに機能を分化し、その機能ごとに民間活力の導入を検討し、業務委託等のアウトソーシングが可能なものについては、積極的に導入していくべきと考える。

ただし、法令等の規定による業務、公権力の行使にあたる業務、政策判断を要する業務、また行政内部に専門的ノウハウを蓄積する必要がある業務等については、市職員が処理をすべき業務であると考えられるため、これらについては上記の限りではない。

行政サービスの向上に向けた、既存の業務内容への提案

(1)サービスの質の平準化

市民が市役所とはどのようなところかと想像すると、「窓口」を思い浮かべる者が多いだろう。窓口は、市民サービス全体の印象を決める一つの要因となり、市民にとって自治体の顔とも言える大きな存在である。

このことを踏まえ、人事交流及び研修、業務の効率化等を積極的に行い、職員の異動や制度改正等があった場合でも、サービスの質を落とさず、常に向上させていく仕組みを構築することを提言する。

Ⅲ. 運営方法の見直しを実現させるために

当会議で提言した「運営方法の見直しの視点」とその活用方法の提言は、これまでと同じ行政運営を続けていたのでは決して達成することができない。これまでは、行政サービスは公平・公正なサービスを提供し、行政サービスを確実に遂行することに重点が置かれてきたと考えられる。しかし、人口減少や高齢化に伴う人口構成の変化、また公共的なサービスを提供する事業者（株式会社、社会福祉法人、NPO 法人等）が参入していることを踏まえると、行政運営を行っている市職員はもちろんのこと、行政サービスを楽しむ市民の意識が変わらなければ、効率的な行政運営を行うことはできない。

そこで、当会議では、行政サービスを行うにあたり重要な構成員である市の職員と組織、市民に向けて、提言を行うこととしたものである。

(1)

～自ら気づき改善・見直しを進める職員～

本市を取り巻く環境として、社会情勢については従前よりも変化が激しく、また今後の状況は少子高齢化などで非常に厳しいものになっている。また、職員は一生懸命職務に励んでいるものの、公務員に対する風当たりは依然厳しいものがある。

また、20歳代から30歳代前半の世代は、いわゆる「ゆとり世代」や「さとり世代」と言われ、変化よりも安定を求め、流行に左右されずに高望みをしない傾向があると言われている。

そのような環境の中で、本市が持続し、成長していくためには、職員一人ひとりが主体性を持って、自分の行っている職務を改善していく習慣を持ち、常に改善を心がけていく必要がある。

職員一人ひとりが職務上の課題について、PDCAサイクルで改善を進めていく心構えを常に持ち続けるような仕組みづくりを行うべきである。

(2)

～縦割り意識を脱却し、部署間連携を強化する組織～

当会議で意見として上げられたもののなかに、各々の事業は完成度の高いものが提供されているが、類似の事業等が組織横断的に連携することで、さらに効果的になるのではないかとあるものがある。

例えば、当会議で視察に行った行徳図書館には、4階にお話室が設置されている。このお話室は毎週1回、絵本の読み聞かせ等の場所として活用しているが、それ以外では、利用希望者がいた場合を除いて利用されていないのが現状で

ある。しかし、同一の建物には、行徳公民館、末広こども館が併設されており、施設所管部署や子育てサークル等の利用者が同じように読み聞かせ等を行っている。現在は、申し出があればお話室の利用を認めるという運用を行っているようであるが、行徳図書館が積極的に情報を収集し、施設所管課やサークル等と連携、場所の提供等も行うことはできないか。そうすれば、子育てを始めたばかりの親子が図書館に来た場合、現在は週 1 回しか把握できないが、連携することで、複数回に開催しているように感じられ、利用機会の増大に伴う利便性の向上、また集客等が期待できる。

しかし、このような連携は図書館に限ったことではないと当会議では考える。市では多くの事業を実施しており、また市民も市と類似の事業を実施していることが多い。現在は、部署という単位で事業を整理し、それぞれが独立しているが、部署間の連携を強化し、対象者・事業内容といった観点で横串をさし、効果的な行政運営を行っていただきたい。

(3)

～職員と対等な関係で新しい市役所を作る市民～

現在、本市では「市民にやさしい市役所」の展開を行っているとのことである。これは、市の職員が、市民の立場に立って応対を行うというものであり、当会議としても、この取り組みを評価したい。また、当会議では市の職員に対し、意識改革を行うことによる事務改善等を求めてきたところである。

しかし、社会情勢が複雑となり、市民のニーズが多様化している現状を踏まえると、変わらなければならないのは市役所だけではない。市役所と共に市民も意識改革をしなければ、運営方法の見直しという改革は成功しない。

そこで、市川市を取り巻く現状と今後の見通し、行政運営の手法について、市民と行政の双方が情報を共有する場を設置すること、また最適な執行体制について、必要があれば意見交換や方向性の決定を行う場を設置することを要望する。

そうすることで、行政と市民がそれぞれの立場で、どのような責任を果たすべきなのか対等なやりとりが成り立つようになり、主体的に成長し合う関係が育まれると考えられるからである。

Ⅳ. 市川市市政戦略会議委員名簿

氏名	所属・役職・職業	区分・分野	
齊藤 壽彦	千葉商科大学商経学部 教授	学識経験者	財政（金融）
一條 千弦	公認会計士・税理士	学識経験者	財務・会計
牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部 教授	学識経験者	行政学
小林 航	千葉商科大学政策情報学部 准教授	学識経験者	公共経済
新田 英理子	特定非営利活動法人 日本NPOセンター 事務局長	学識経験者	NPO
松井 幾子	和洋女子大学 家政学群 健康栄養学類 准教授	学識経験者	保健
松永 哲也	株式会社ちばぎん総合研究所 専務取締役	学識経験者	金融経済
中臺 洋	市川商工会議所青年部 監事	関係団体推薦	地域経済
立川 和子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長	関係団体推薦	地域福祉
ハリス 貴子	市川市立下貝塚中学校PTA 会長	関係団体推薦	教育
湯浅 健弘	公益社団法人市川法人会 理事	関係団体推薦	税
若菜 泰裕	連合千葉総武地域協議会 市川浦安地区連絡会 事務局長	関係団体推薦	労働
秋葉 克己		公募市民	
白井 一美		公募市民	
松本 浩和		公募市民	

V. 会議の開催状況

開催日	開催時間	会議内容	出席者数
平成 27 年 4 月 28 日 (火)	16:00～18:00	諮問	12 名
平成 27 年 5 月 26 日 (火)	16:00～18:00	諮問事項の検討	13 名
平成 27 年 7 月 1 日 (水)		《視察》 図書館、体育館、窓口業務	6 名
平成 27 年 7 月 16 日 (木)		《視察》 図書館、体育館、窓口業務	3 名
平成 27 年 7 月 28 日 (火)	16:00～18:00	諮問事項の検討	9 名
平成 27 年 8 月 25 日 (火)	16:00～18:00	諮問事項の検討	10 名
平成 27 年 10 月 27 日 (火)	16:00～18:00	諮問事項の検討	11 名
平成 27 年 11 月 24 日 (火)	16:00～18:00	答申案の検討	名
平成 27 年 1 月 26 日 (火)	16:00～18:00	答申	名